

改正「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」 平成 24 年 10 月 1 日施行

9 月 30 日までに

土砂条例の許可を既に受けている土砂埋立行為

土砂条例の許可申請をしている土砂埋立行為

の改正条例の適用について

「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」（以下「条例」といいます。）が改正され、平成 24 年 10 月 1 日から施行されます。

同年 9 月 30 日までに、条例第 9 条第 1 項の許可を受けている、あるいは、申請を既に行っている土砂埋立行為の廃止又は完了までの条例の適用については、次のとおりです。

項 目		扱 い
変更許可 申請をし ようとす るとき	説明会の開催	旧条例適用のため、不要です。
	許可申請手続 (変更許可対象、添付函 書、許可基準)	旧条例による手続となります。
定期報告		<ul style="list-style-type: none">10 月 1 日以後最初に行われる報告については、10 月 1 日前最後の報告日から 6 月後とします。それ以降は、新条例適用となりますので、3 ヶ月ごとに報告してください。添付函書は、10 月 1 日以後最初に行われる報告については、旧条例により土砂埋立区域の写真のみですが、それ以降は、新条例適用となりますので、規定の函書を添付してください（裏面参照）。
土地の所有者の義務		旧条例適用のため、土地の所有者の義務は旧条例のとおりです。
廃止（完了）届		旧条例適用のため、添付函書は不要です。
公表		10 月 1 日以降に受けた命令については、新条例適用となりますので、公表されることがあります。

旧条例＝改正前の神奈川県土砂の適正処理に関する条例

新条例＝改正後の神奈川県土砂の適正処理に関する条例

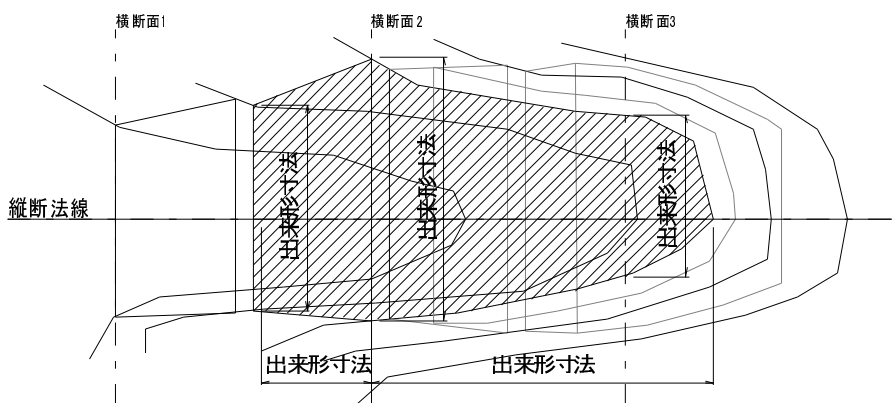
【10月1日以後の定期報告の添付図書】

10月1日以後最初に行われる報告については、10月1日前最後の報告日から6月後ですが、それ以降の3か月ごとの報告では、新条例適用となりますので、次の図書を添付してください。

- 1 報告に係る期間の最後の日前1週間以内に撮影した土砂埋立区域の写真
- 2 報告に係る期間の最後の日前1週間以内における盛土、切土及び設置した施設の出来形部分の状況を撮影した写真
- 3 許可申請の際に添付した土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の平面図及び断面図の写しに、2の出来形部分の形状、数量及び寸法を記載した図面（イメージは下図参照）
- 4 報告に係る期間に設置した施設又は施設の一部で土砂埋立行為等の完了後に目視により確認できないものの出来形部分の状況を撮影した写真（2により確認できる場合を除きます。）
- 5 その他知事が必要と認める図書

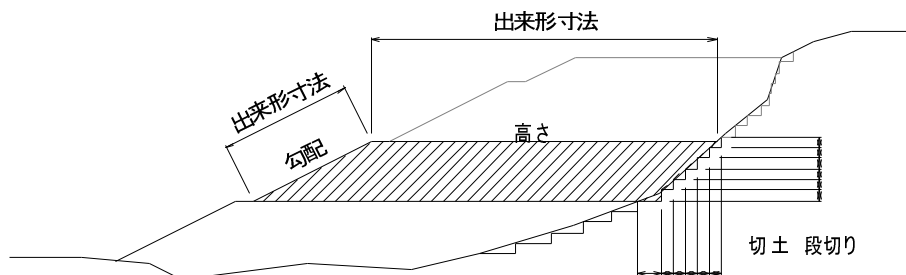
〈3の図面〉

出来形部分の平面図イメージ



報告に係る3か月の期間に行った盛土、切土及び設置した施設について、当該期間の最後の1週間以内における出来形形状、数量及び寸法の状況を記載

出来形部分の断面図イメージ



報告に係る3か月の期間に行った盛土、切土及び設置した施設について、当該期間の最後の1週間以内における出来形形状、数量及び寸法の状況を記載